

工事特別仕様書

- 1 工事名 かがしまの農業未来創造支援事業 大谷山地区排水路改修工事
- 2 工事場所 いちき串木野市 大里 地内
- 3 工期 令和 6年 1月26日限り

第 1 章 総則

かがしまの農業未来創造支援事業 大谷山地区排水路改修工事の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、かがしまの農業未来創造支援事業 大谷山地区排水路改修工事の事業計画の一環として、水路整備を行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
排水路工	施工延長	18.5 m	
土工		1 式	
排水工		1 式	
法覆工		1 式	
舗装工		1 式	
安全施設工		1 式	
産業廃棄物工		1 式	

3 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

第 3 章 施工条件

1 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土・粘性土と想定している。

2 関係機関との連絡調整

宇都地区公民館長などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

3 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。

また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

4 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通る際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。

(6) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

6 . 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 「建設副産物の適正処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

2 . 建設発生土の一時仮置き場

建設発生土の一時仮置き場は、場所等を監督職員と協議の上、降雨や暴風雨等により災害の発生がないよう十分管理しなければならない。

第 6 章 工事用地等

1 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法(mm)	水セメント比 (%)	スラブ範囲 (cm)	セメントの 種類	適用工種
標準品	18	40以下	60以下	8	B・B	コンクリート舗装他
	18	25以下	60以下	8	B・B	張コン、縦排水溝他

- 1) 生コンは原則としてJIS表示許可工事で、かつ、コンクリート主任技師は、コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。
- 2) 品質検査(JIS A5308-9検査)は、受注者が直接行うよう努めなければならない。止むを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも受注者が立会いし確認しなければならない。
- 3) 品質管理は、施工管理基準によるほか材合7日又は3日圧縮強度試験を行い、強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。

ただし、重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。

(2) コンクリート二次製品

資材名	規格	備考(用途等)
落蓋側溝(縦断用)	500型	
跳水防止板	500型	
地先境界ブロック	120×120×600	

(3) 路盤材

工種	材料	修正CBR	備考
下層路盤	再生切込 RC-40	30以上	路盤厚80mm超に使用

※再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(4) 基礎碎石

- 1) 基礎用碎石は、再生切込碎石40mm以下とする。
- 2) 再生碎石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。
- 3) 再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(5) 伸縮目地材

種別	材質	規格
コンクリート舗装	瀝青繊維質	厚さ10mm

(6) ガードレール

土中用はGR-2種別C直柱GR-C-4Eとする。

2 . カタログ, 各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
土砂碎石類	証明書, 試験成績書	
コンクリート二次製品	カタログ, 試験成績書	
生コンクリート	配合設計書	

3 . 材料保管

各種材料は, 使用前に破損, 変質の有無を検査し, 破損品, 変質品は使用してはならない。

また, 材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には, 地権者, 耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は, 監督職員が指定するKBM, トラバース点を使用する。

また, 各点間の基準高及び座標等については, 着工前, 施工中, 完成時などの段階で確認するものとする。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について, 監督職員と打合せを行い, 営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 施工に先立ち, 地区界, 基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

また, これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。

ただし, 施工上支障になる場合は, 監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

(5) 検測又は, 確認

この工事では, 下記の段階の検測又は, 確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また, 受注者は工程管理を密にし, 検測, 確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
地区境界の確認	丈量図を復元後	工事着手前
設計と現場の不一致	やり形, 丁張り設置後	
材料検収	主要材料到着後	
路盤工	施工中	

※現場管理業務がある場合には確認項目, 時期, 回数等について監督職員と協議し, 指示を得ること。

また, 連絡体制等についても確認しておくこと。

2 . 土工

(1) 埋戻, 盛土

1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は, 一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し, 振動コンパクタ90kg級, 又はタンパ60~100kg級, あるいは振動ローラ(0.8~1.1t)により, 所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

2) 盛土は, 一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し, 振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

3 . 基礎工

(1) 基礎碎石

基礎碎石は, 再生材40mm以下を均等に敷均した後, 振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60~100kg級)により転圧を行い, 所定の密度を確保しなければならない。

4 . コンクリート

(1) 打設

- 1) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。
- 2) 打設工法については監督職員と打合せのものとする。

(2) 養生

現地の気象条件等を十分考慮のうえ、コンクリート打設後に急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

5 . コンクリート二次製品

(1) 用水路工のU型溝は、水抜き孔無しを使用し、排水路工のU型溝は、水抜き孔有りを使用すること。

(2) 用水路工及び排水路工の鉄筋コンクリートU型のモルタル目地は、10mmを標準に水漏れ等のないよう接合しなければならない。但し、湧水等が多い場合は監督職員と協議を行い目地無し施工とする場合がある。

(3) 隙間箇所での目地の施工

1) 開水路, 側溝等

U型溝, L型水路, 大型水路等の施工は下記によるものとする。

区 分	規 格	内 容
最大隙間	30mm未満	モルタルで施工

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。

第 11 章 土砂流出防止対策

1 . 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。

現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。

また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 . 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策, 流出防止対策, 自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

3 . 土砂流出パトロール

降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。

4 . その他

上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

第 12 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。

- 1 . 第2章の2, 3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 . 掘削にともない、第4章の1の土質に相違があった場合
- 3 . 転石や岩盤等の出現
- 4 . 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合
- 5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現

第 13 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 交通誘導員の配置
 - (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙-2)による。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 15 章 その他

- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
前払金は、40%以内で支払うことができる。
前払金及び部分払い、中間前払に必要な請求書等の書類は、工事打合せ簿とともに監督職員へ提出するものとする。
- 2 . 検査
 - (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- 3 . 提出書類
 - (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進度見込みを当月25日までに報告するものとする。
 - (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
 - (3) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。
- 4 . 架空線の防護措置
架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

5 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

第 1 条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第 2 条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際しては、再生資材を利用すること。
 なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	

第 3 条 指定副産物の搬出

建設工事の施工位置より発生する建設廃材(コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊)及び建設発生木材は、最寄りの再資源化施設に搬出すること。
 また、建設発生木材については、市町村の焼却施設、民間の焼却施設に搬出することとする。搬出後は、マニフェストのコピーを完成書類に含めて提出すること。
 なお、建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第 4 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)

500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。
 また、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
 ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 . 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	南州砕石(株)	日置市東市来町養母18115	L=7.0km

※上記の施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板, 看板, 安全灯, 各種標識, 保安灯, 回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い, 手すり, 地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い, 有刺鉄線, ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり, 地すり, 安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網, 板等の防護施設

(1) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機, カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘, サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー, 保安灯の電池, 赤旗等)

(2) 交通安全施設等

バリケード, セーフティコーン, 進入防止柵, その他警報施設等

(3) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 2) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 見通し困難な場所, 工事用道路と一般道路との交差する箇所, 土石等の崩壊, 落下の恐れのある箇所, 又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊, 鉄片等の飛散, 落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図, 退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽, 命綱, 防じんマスク, 防毒マスク, 耳栓, 信号灯, 発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に, 本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し, 監督職員に提出するものとする。